

税のお知らせ

10月の納税等

村県民税／第3期
 国民健康保険税／第4期
 後期高齢者医療保険料／第4期
 保育料／10月分
 納期限／11月2日(月)

納期限内の納付にご協力ください。

納付書にe-LQRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジット納付)を利用して納付が可能です。また、e-LQRに対応した全国の金融機関で納付することもできます。

納付には口座振替の制度もあります。

住民税の年金特徴(年金からの天引き)とは

令和8年4月1日時点で65歳以上の方のうち、老齢基礎年金などの公的年金等を受給されている方は、その公的年金等の所得に係る住民税が公的年金等から特別徴収(天引き)される場合があります。なお、障害年金や遺族年金は対象となりません。

年金からの特別徴収がされる時期、金額等は、次の表を参考にしてください。

年金から特別徴収される税額は毎年6月上旬に発送する納税通知書でお知らせしていますので、ご確認ください。

本年度より年金から特別徴収が開始された人

徴収方法	普通徴収(自分で納付)	年金から特別徴収(天引き)
算出方法	6月 8月 10月 12月 2月 それぞれ年税額の1/4	10月 12月 2月 それぞれ年税額の1/6

昨年度、年金から特別徴収されている人

徴収方法	年金から特別徴収(天引き)
	仮徴収 本徴収
算出方法	4月 6月 8月 10月 12月 2月 それぞれ「前年度の公的年金等に係る年税額×1/2」を3等分にした税額

行政書士による無料相談会

行政書士による無料の相談会を開催します。

日時・場所

津島会場

10月17日(土)

午前10時～正午、午後1時～3時

津島市文化会館

あま会場

10月24日(土)

午前10時～正午、午後1時～3時

あま市甚目寺公民館

相談内容

遺言・相続、農地転用・開発申請など許可手続、戸籍手続、内容証明、会社定款、入管関係

相談員

愛知県行政書士会

海部支部会員

問合せ先

愛知県行政書士会

☎052193114068

問合せ先

総務部税務課

警察からのお知らせ

けいさつだより



飛島村内犯罪状況(令和8年7月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
7月	0	0	0	0	0
1～7月	0	1	0	0	1
区分	その他(侵入盗)	特殊詐欺	自動車盗	車上ねらい	部品ねらい
7月	0	0	0	0	1
1～7月	2	1	3	0	4
区分	自転車盗	オートバイ盗	自販機ねらい	ひったくり	強盗
7月	0	0	0	0	0
1～7月	1	0	0	0	0

コメント

蟹江警察署管内では車上ねらいの被害が増加しています。買い物などによる一時的な駐車であっても、必ず窓を閉めドアロックをし、車内には財布などの貴重品は置かないようにしましょう。
 ★車にはドアの開放や振動を検知する警報装置の設置が効果的です。
 ★駐車場には防犯カメラやセンサーライトを設置しましょう。